

## はじめに

令和 2 年から続いてきた新型コロナウイルス感染症も、令和 5 年 5 月 8 日から感染症法における位置づけが『新型インフルエンザ等感染症』(2 類相当) から 5 類に変更となり、流行を前提とした対策へと変わりつつあります。また、令和 4 年 12 月には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「地域保健法」が改正され、地方衛生研究所は感染症対策などにおいて大きな役割を担うことが期待されています。

今年に入り、ヘルパンギーナや咽頭結膜熱など新型コロナウイルス感染症流行下の 3 年間にはみられなかった感染症の大きな流行が起こっています。このため、今後は新型コロナウイルス感染症以外の様々な感染症も含め、地域における感染症の流行状況を幅広く把握し、適時的確な情報提供に努めていく必要性を感じているところです。

当所では、感染症情報を扱う「感染症疫学情報担当」と、病原体の専門検査を担当する「ウイルス担当」や「臨床微生物担当」が連携し、必要な情報を共有・分析・提供できるよう、3 つの担当から成る感染症情報センターを運用しています。全数の病原体の検出状況も含め、感染症の発生に関する情報を一元的に集約し、必要な情報をわかりやすく県民や関係機関に届け、感染対策につなげていくため、衛生研究所の感染症に関する専門性を活用した組織横断的な取り組みを続けています。今後とも、インフルエンザをはじめとする呼吸器感染症も含め、様々な感染症の発生や流行状況について把握し、幅広く動向を注意しながら感染症情報センターとして必要な情報の提供に努めて参ります。

このたび、令和 4 年の埼玉県内の感染症発生状況及び令和 4 年度の事業について第 19 号事業報告として取りまとめました。皆様からの忌憚のないご意見、ご指導をよろしくお願い申し上げまして、巻頭のご挨拶とさせていただきます。

令和 5 年 12 月

**埼玉県衛生研究所**

**所長 本多 麻夫**